

別紙

許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について

昭和60年10月14日
建設省経建発第170号

建設省建設経済局建設業課長から 主管部長あて通知より

1. 左官工事

- (1) 『左官工事』には、「防水モルタル工事」があり、『防水工事』には「モルタル防水工事」があったが、これらの工事内容は同じであり、したがって、防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。今回、この点を明確にするために工事名を「モルタル防水工事」に統一した。
- (2) 従来例示されていた「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものであり、これらの工事だけでは一つの独立した工事とはいえないので今回削除した。

2. とび・土工・コンクリート工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
- (2) 今回新たに追加した「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- (3) 今回新たに追加した「吹付け工事」とは、従来例示されていた「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (4) 今回新たに追加した「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は7に記載したとおりである。

3. 石工事

「コンクリートブロック積み(張り)工事」に関する『石工事』、『とび・土工・コンクリート工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』間の区分の考え方は2に記載したとおりである。

4. 屋根工事

- (1) 例示中の「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、今回これらを包括して「屋根ふき工事」とした。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』でなく『屋根工事』に該当する。
- (2) 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型にすぎず、当然『屋根工事』に該当するものであるので今回削除した。

5. 管工事

- (1) 上下水道等の配管工事における『管工事』、『土木一式工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は16に記載したとおりである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽)により、し尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

6. タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「コンクリートブロック積み(張り)工事」に関する『タイル・れんが・ブロック工事』、『とび・土工・コンクリート工事』及び『石工事』間の区分の考え方は2に記載したとおりである。
- (2) 今回新たに追加した「石綿スレート張り工事」とは、石綿スレートを外壁等にはる工事を内容としており、石綿スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (3) この「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

7. 鋼構造物工事

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立まで一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。今回、この点を明確にするために『鋼構造物工事』における「鉄骨組立工事」を「鉄骨工事」に改めた。

8. ほ装工事

- (1) ほ装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 近年多く施工されることになってきた人工芝貼付け工事については、地盤面をコンクリート等でほ装した上に張り付けるものは『ほ装工事』に該当する。

9. 板金工事

今回新たに追加した「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

10. 塗装工事

従来例示されていた「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものであり、これらの工事だけでは一つの独立した工事とはいえないので今回削除した。

11. 防水工事

- (1) この『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は、『防水工事』でなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 「モルタル防水工事」に関する『防水工事』と『左官工事』との区分の考え方は1に記載したとおりである。

12. 内装仕上工事

- (1) 今回新たに追加した「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組立てて据付ける工事をいう。
- (2) 今回新たに追加した「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

13. 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には、一般にすべての機械機具類の設置に関する工事が含まれるため、例示を従来の個別機械を列挙する方式から、機械を類型別に分けて例示する方式に改めた。
また、このように『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置がこの『機械器具設置工事』に該当する。
- (2) 今回新たに追加した「運搬機器設置工事」には従来例示されていた「昇降機設置工事」も含まれる。

- (3) 今回新たに追加した「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

14．電気通信工事

今回新たに追加した「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

15．造園工事

- (1) 今回新たに追加した「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (2) 例示における「公園設備工事」には、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

16．水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は5に記載したとおりである。

17．消防施設工事

例示中の「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の駆体一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

18．清掃施設工事

- (1) し尿処理に関する施設の建設工事における『清掃施設工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は5に記載したとおりである。
- (2) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分するべきものである。